

令和 7 年度学校スポーツ開放事業の変更点について

次年度から、以下の 3 点の変更を予定しております。徴収した照明利用料金につきましては、備品の整備等、事業の環境整備費に充てさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1 団体開放実施日の拡大

利用団体の増加により、以下のとおり開放日を拡大いたします。

現在

〈小学校〉月～金

〈中学校〉月～土

→

変更後

〈全小・中学校〉

月～金・土・日・祝日

※時間は変わらず 19:00～21:00

※土・日・祝日の有事の際は、平日と同様にスポーツ課へご連絡（LINE の予定）願います

2 照明利用料金の価格改定

「釧路市立学校のスポーツ開放に関する規則」等に基づき、利用団体のみなさまに電気料金等実費相当分をご負担いただいておりますが、近年の電気料金等の高騰に伴い、以下のとおり照明利用料金を改定予定です。令和 6 年度までの照明利用券は引き続き利用可能です。

詳細は別添資料をご覧ください。

○団体開放（スポーツ少年団を除く）で体育館及びグラウンドを利用する登録団体

1 団体 1 回の利用につき

現在

200 円



変更後

400 円

3 団体都合による利用中止時の照明利用券の取り扱い

利用申込の際、多めに申し込んでキャンセルする団体が散見され、利用したい団体が予約できない不公平な状況を改善するため、利用中止時の照明利用券の取り扱いを変更します。

現在

自己都合により中止する場合は、利用日の前日までにスポーツ課まで連絡
利用日当日に中止する場合は照明利用券を次回利用時に徴収



変更後

利用の有無にかかわらず、利用申し込みした日の照明利用券を徴収

※学校都合の中止、警報発令時の中止日は徴収しない。

※利用中止の連絡は不要。次の利用日に利用中止日分の照明利用券を提出。